

な か ま

福岡県知的障害者施設家族会連合会 会報

発行
福岡県知的障害者
施設家族会連合会
(略称：福施連)

編集
広報委員会

〒812-0854
福岡市博多区東月隈
3-1-4-106
☎/FAX (092) 503-0579

知的障害者への合理的配慮とは

北九州市立大学名誉教授 小賀久氏

合理的配慮の提供は施設での支援とは関係ないように考える人もいるようですが、そうではないことを確認していきましょう。

合理的配慮とは何か

合理的配慮とは、障がいのある人が当たり前のことを当たり前にできるように、本人や家族の努力や忍耐によって続けられてきました。行政機関・そして民間事業者が、その困難な状況を取り除き、本人や家族任せにしない取り組みです。

家族会にとっても重要なことは、障害者福祉施設にも合理的配慮が求められているのだという認識です。施設では専門的な支援がおこなわれているので、当然、合理的配慮がされているように思われがちですが、皆さんもご存じのように、当たり前の生活が提供されているのか、疑問に思うことが多くあるのです。日々の支援は障がいのある人を中心にして提供されているか。障がいに関する「問題行動」を一方向的に本人の障

がいのせいにして、支援のまずさを隠し、施設側が責任回避をしていないか、などなど。

社会は合理的配慮を提供する義務を負う

ここでいう社会とは主に国、行政機関、そしてすべての民間事業者のことです。

そもそも合理的配慮という考え方を具体化させたのは、国連の「障がいのある人の権利に関する条約」(2006年12月)でした。日本の批准は大きく遅れ(2013年12月)、合理的配慮の提供についても、配慮の内容や方法、そして罰則規定が不十分でしたが、遅ればせながらも、合理的配慮の提供は社会全体に課せられました。

障害者差別解消法

障害者差別解消法は、2013(平成25年6月)に障がいを理由とする差別解消を推進することを目的として制定されました。この法律は、①行政機関や民間事業者に対して、障がいのある人への障がいを理由とす

る「不当な差別的扱い」を禁止し、②障がいのある人から行政機関や事業者に対して申出があった場合に、負担が重すぎない範囲で障がいのある人の求めに応じ合理的配慮を義務づけました。

この法律は当初、国と行政機関のみに対して合理的配慮を義務づけられていましたが、2024(令和6年4月1日)から民間事業者に対しても障がいのある人への合理的配慮の提供を義務づけられました。

課題

身体障がいのある人に対する取り組みは、徐々に進んでいますが、その取り組みはまだ遅れており、知的障がいのある人の声(要求)を代弁するための取り組みが家族会にも求められています。また、合理的配慮の提供に当たっては、「社会的なバリアを取り除くための対応について、事業者と障害のある人との間で、共に解決策を検討する『建設的会話』が重要」であるとして、国や地方自治体は民間事業者に対して厳格に合理的配慮の提供を求め、従わない場合は具体的な罰則規定を設けて対応することが必要です。

どうする家族会の存続！ 役員世代交代でつなぐしかない

入所施設利用者
の高齢化が急速に
進んでいます。利用
者66名のY施設の
家族会の現状は父
母18名・兄弟姉妹
39名・後見人5
名・従兄弟姪など3
名・子1名となつて
います。

親世代だけでな
く、きょうだい家族
さえも高齢化が進
行中の施設も増え
つつあります。

知的障害を持つ
利用者への兄弟姉
妹の思いは父母と
同じではなく、就
労中でもあり、家
族会への考えもい
ろいろです。

施設に面会にい
くには自分の自由
な時間と旅費と経
費も必要であり、
家族会役員にな
れば更に面倒だ
との思いも当然の
ことでしょう。

しかしこの考
えの広がりを最
小

限にするため
一つの工夫があ
ります。
役員活動費の支給や増額

会長5万円・副会長2万5千円
3万円・幹事1万円の手当てと役員
会昼食支給と外部会合参加は交通費
と日当千円支給(5年度から実施中)
の家族会もあります。

全施連

九州協議会

宮崎で研修会

コロナ感染問題で4年間先送り
なっていた全施連九州協議会
会議が、9月23・24日の2日間
宮崎市内のホテルニューウェル
シティ宮崎で開催されました。

福岡県4名・鹿児島県13名・大
分県3名・熊本県7名・宮崎県34名
の参加で熱心にまた和やかに
研修会が終了しました。

全施連九州協議会は毎年各県持
ち回りで研修会と情報交換・親睦を
重ねてきましたが、コロナ流行で中
止を余儀なくされていたものです。

又、今年
は全施連福岡理事長の特別出席
もありました。二日目の事例
発表では宮崎県内の障害者
支援施設で職員による重度
利用者5人への虐待事件
発生報告があり、職員は逮
捕されたそうです。
夜勤帯を中心に廊下や共用
スペースで鼻をつまんだり、
頭や顔・背中などを叩く蹴
るの暴行を加えていたとの
ことでした。

又、利用者
が暮らす施設をいい施設に
するために、施設の経営状態
も知ることと新しく設置され
る「地域推進会議」に家族会
の意見反映に努力すべきとの
発言がありました。



能登半島地震被害の 障害者へのカンパ

今年1月に起きた能登半島地震
による知的障害者施設の被害
支援のため、カンパ金額は、
738万1764円が集まり、
石川県の福祉協会を通して
被害施設へ贈られました。

障害者支援と介護保険 支援の違い

国民は40歳から介護保険料
の支払いが義務づけられ、
65歳になれば支援等級によ
って支援の量が認定され、
所得によって負担が決めら
れ、又本人の貯蓄高も加味
されます。

しかし、障害者支援施設
の利用者は介護保険の対象
者ではなく、保険料の支払い
義務はありません。

入所施設を終の住処に
したい家族の願いは、厳
しい職員不足と看護師
確保の困難により実現が
阻まれています。私たち
家族会の活動不足もあ
るでしょう。

発信しよう！ 家族の声

親の目から

悩んだ息子の恋愛

周防学園 日浅 幸子

私の息子は高校3年2学期頃からてんかんが多くなり、退学して周防学園に入所しました。

在学中は走ることも早く、跳び箱8段をでんぐりがえりで着地できる運動能力を持っていました。

入所後は時々マラソン大会に出場する位でしたが、特に問題も起こさず楽しく過ごしていました。

そのうち帰省が困難な家庭の利用者と友達になり、連休帰省時にはその女性と二人で我が家で過ごすようになりました。

昨年春頃から息子はその女性と結婚したいと泣きながら訴えはじめ、夫も私も頭を抱えました。

私たち夫婦は見合い結婚だったの

で息子の気持ちがよくわからず、思い余って施設長に相談しましたが答えは出ませんでした。

相手女性の気持ちを確かめるため息子の願いを伝え、母としては言い辛いことも口にして話し合いました。繰り返し話しあった結果彼女の思いは結婚ではなく、姉弟の愛情に似たものであったようで、今後も仲良く学園で過ごすつもりだと言ってくれたのでほっとしました。

もしかしたら彼女の気持ちも歳の差を超えて息子との結婚願望があったかも知れないのに・・・と母親として複雑な思いが今も残っています。

きょうだいの目から

最期を看取りたい

大牟田ワークシヨップセンター

山口 博

私の妹は3歳年下の74歳です。

幼いときにポリオウイルスに感染し、知的障害となりました。

近くの町立小学校を卒業し、蓮の実園に入園しましたが、その後大牟田市内のワークシヨップセンターに入所し、現在に至っています。

年に3回帰省した時には必ず両親の墓参りに行きますが、最近は階段を上るときなど私の支えが必要になり、妹の体力の衰えを感じるようになりました。

今の私の願いは妹より長生きして最期を看取ってやることです。

当家族会は昨年から3人で1年毎に会長を交代するにしました。私は兄として施設利用者の生活上の為に体力の続く限り、家族会並びに福施連の活動に努めてまいりたいと思っています。



編集後記

15年程前に見学してきた北欧デシムマークの知的障害者グループホームは大きな家の中に5室の住宅がありその一つが夫婦用だとの説明があった。単身用居室でも玄関・食事用のテーブルもある台所・寝室・書斎・トイレや洗濯機等あるスペースもべつにあり、完全な住宅となっていて単なる一人部屋ではなかった。

食事はそのグループホーム勤務の職員に依頼して夫婦でも自室で食べるなど自由であるようだ。

日本では知的障害者の恋愛や結婚はタブー視されているが、施設内で利用者同士の異性を恋慕う気持ちが起こっても当然のことである。

いつの日か日本でもデンマークのようにカップルとして暮らせるように全ての入所施設やグループホームにも制度として許される日が来ることを信じてほしいものだ。

このようなことも合理的配慮の一つと言えないだろうか。